



山形県公報

令和6年10月25日(金)
第549号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定管理者の指定……………(県民文化芸術振興課) ……1053
- 山形県農林水産業共同利用施設災害復旧事業補助金交付規程の一部を改正する規程…(農政企画課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) ……1054
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の変更……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 指定管理者の指定……………(森林ノミクス推進課) ……1055

### 公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業振興・経営支援課) ……同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(同) ……1056
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……1057
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(警察本部) ……1059
- 同……………(河北病院) ……同

## 告 示

### 山形県告示第743号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、山形県総合文化芸術館(文化機能)の指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県総合文化芸術館(文化機能)
- 2 指定した団体 山形市緑町一丁目2番36号  
みんぐるやまがた
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

### 山形県告示第744号

山形県農林水産業共同利用施設災害復旧事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県農林水産業共同利用施設災害復旧事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県農林水産業共同利用施設災害復旧事業補助金交付規程(昭和40年1月県告示第60号)の一部を次のように改正する。

第3条中「災害発生の日から40日以内に」を削る。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県農林水産業共同利用施設災害復旧事業補助金交付規程の規定は、令和6年度分以後の補助金について適用する。

**山形県告示第745号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
北村山郡大石田町大字田沢地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和6年10月21日から令和7年2月18日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第746号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
鶴岡市羽黒町川代地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和4年9月16日から令和5年10月6日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第747号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により定めた県営上郷地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営上郷地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
飯豊町役場
- 3 縦覧に供する期間  
令和6年10月25日から同年11月25日まで
- 4 その他
  - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

## 山形県告示第748号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県県民の森の指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県県民の森
- 2 指定した団体 山形市大字長谷堂字馬場2265番  
公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び鶴岡市役所において令和7年2月25日まで縦覧に供する。

令和6年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）鶴岡茅原商業施設  
鶴岡市北茅原町22番22外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称               | 住 所              | 代表者の氏名  |
|-------------------|------------------|---------|
| 株 式 会 社 環 境 開 発   | 酒田市東大町三丁目27番地の10 | 仲 條 啓 三 |
| 株 式 会 社 ワ ー ク マ ン | 群馬県伊勢崎市柴町1732番地  | 小 濱 英 之 |

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称               | 住 所             | 代表者の氏名  |
|-------------------|-----------------|---------|
| 株 式 会 社 良 品 計 画   | 東京都文京区後楽二丁目5番1号 | 堂 前 宣 夫 |
| 株 式 会 社 ワ ー ク マ ン | 群馬県伊勢崎市柴町1732番地 | 小 濱 英 之 |

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和7年6月2日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,092平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 76台
  - (2) 駐輪場の収容台数 10台
  - (3) 荷さばき施設の面積 64平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 6.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
イ 開店時刻 午前7時

ロ 閉店時刻 午後8時50分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時30分から午後9時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 終日

8 届出年月日

令和6年10月1日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和7年2月25日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び河北町役場において令和7年2月25日まで縦覧に供する。

令和6年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ谷地店

西村山郡河北町谷地字月山堂1158番外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

3 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

4 届出年月日

令和6年10月7日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和7年2月25日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び鶴岡市役所において令和7年2月25日まで縦覧に供する。

令和6年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド鶴岡店  
鶴岡市宝田三丁目20番7外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称             | 住 所          | 代表者の氏名  |
|-----------------|--------------|---------|
| 株式会社ヤマダホールディングス | 群馬県高崎市栄町1番1号 | 上 野 善 紀 |

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数  
(変更前) 118台  
(変更後) 89台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前) 5箇所（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
(変更後) 3箇所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

4 変更年月日

令和7年6月5日

5 届出年月日

令和6年10月4日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和7年2月25日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び河北町役場において令和7年2月25日まで縦覧に供する。

令和6年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ谷地店  
西村山郡河北町谷地字月山堂1158番外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称       | 住 所             | 代表者の氏名  |
|-----------|-----------------|---------|
| 株式会社ヤマザワ  | 山形市あこや町三丁目8番9号  | 古 山 利 昭 |
| 株式会社ワークマン | 群馬県伊勢崎市柴町1732番地 | 小 濱 英 之 |

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

イ 荷さばき施設の位置

（変更前）縦覧に供する図面のとおり

（変更後）縦覧に供する図面のとおり

ロ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）24立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後）22.3立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）

| 荷さばき施設   | 荷さばきを行うことができる時間帯 |
|----------|------------------|
| 荷さばき施設 1 | 午前6時から午後9時まで     |
| 荷さばき施設 3 |                  |
| 荷さばき施設 4 |                  |
| 荷さばき施設 2 | 終日               |

（変更後）

| 荷さばき施設   | 荷さばきを行うことができる時間帯 |
|----------|------------------|
| 荷さばき施設 1 | 午前6時から午後9時まで     |
| 荷さばき施設 3 |                  |
| 荷さばき施設 2 | 終日               |
| 荷さばき施設 4 |                  |

4 変更年月日

(1) 3の(1)の口の容量に係るもの 令和7年6月8日

(2) (1)以外のもの 令和6年12月8日

5 届出年月日

令和6年10月7日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和7年2月25日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

\_\_\_\_\_

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県警察公文書管理システム機器の賃貸借及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部警務部広報相談課情報公開係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- 3 落札者を決定した日 令和6年9月2日
- 4 落札者の名称及び所在地  
FLCS株式会社東北支店 宮城県仙台市青葉区中央三丁目2番23号
- 5 落札金額 61,776,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和6年7月23日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年10月25日

山形県立河北病院長 佐 藤 敏 彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
全身用X線CT装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立河北病院事務部総務課施設用度係  
西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 電話番号0237(73)3131
- 3 落札者を決定した日 令和6年9月25日
- 4 落札者の名称及び所在地  
東北医療機器株式会社 山形市蔵王成沢422番地の2
- 5 落札金額 205,590,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和6年8月13日

令和6年10月25日印刷  
令和6年10月25日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県